

令和6年度5月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年 5月21日（火）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 2名（欠席2名）

3 高橋 道明			16 和田 清文
---------	--	--	----------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農用地利用
集積計画の広告について
- ・ 議案第5号 邑南町農地利用最適化推進委員の人事について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 非農地通知発出状況について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>始めていきたいと思います。えっと、まあ、あの。農家時期、まあ田んぼの今、シーズンの今、だいたい田んぼで田植えの方で、もう、終わったような感じで。だいたい今年も、天候がよくていったんじゃないかなあと思っておりますが。まあ、大きな事故でも聞かんかったりしたんで 思います。まあ、家庭の野菜やら作る人も大変な時期になるかもしれませんが、体に気をつけて。再度、事故に気をつけて、作業の方続けていっていただきたいと思います。えっと、本日の欠席者は、3番の荒木委員さん。から、5番の種委員さん。から、欠席の届出が出ています。から、推進委員さんで、上田推進委員さんの方からも欠席の届が出ています。2番の議事録署名委員の指名で、今月は9番の植田委員さん。から、10番の松崎委員さん、お願い致します。</p> <p>それでは、議題の方に、3番の議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は4件上程されています。事務局の方、読み上げの方お願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、失礼致します。議題に入ります前にですね、議案の方の差し替えがございまして、あの本日、机の方に置かさせて頂いております。送付した資料では議案第4号までとなっていておりましたが、今回、あの議案第5号の方を追加しておりますので、差し替えの方をお願いできればと思います。</p> <p>それでは、議案第1号についてです。農地法第3条の規定による許可申請についてですが、今月は4件です。資料の方をご覧下さい。始めに申請番号063-1、農地の所在が邑南町上田××。登記地目が畑。面積が121㎡。これが無償の所有権移転です。譲渡人が○○○○、譲受人は●●●●さんです。</p> <p>続きまして、申請番号063-2。農地の所在が中野××、登記地目が畑、面積が3390㎡。こちらが有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>続きまして、申請番号063-3。農地の所在地は中野××、登記地目が田、面積が95㎡、同じく中野××、登記地目が畑、面積が59㎡。同じく中野××、登記地目が畑、面積が47㎡。こちらが有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人が■ ■ ■ ■ と @ @ @ @ の共有名義となっております。</p> <p>それから続きまして、申請番号063-4。農地の所在地が中野××、登記地目は山林となっておりますが、あの現況で採草放牧地。面積が・ ・ ・。これはですね、すみません。面積が抜けておりまして、えっとですね。これは面積がですね。地上権の設定ですので、抜けております。無償の地上権の設定になります。譲渡人が◇◇◇◇◇◇◇、譲受人が◆◆◆◆◆◆◆です。ああ、すみません。抜けておりました。同じく中野××も、登記地目が山林ですが、現況地目が採草放牧地。で、面積は抜けております。こちらも、無償の所有権移転です。譲渡人が◇◇◇◇◇◇◇、譲受人が◆◆◆◆◆◆◆です。以上、4件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ええっと。それでは、1番の案件になってますが、私ですので司会進行の方、代理と代わっていきたくと思いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>～議長交代～</p>

(代理)	えっと、3条の1番の案件が、会長の案件ですので、私が代わって進行させて頂きます。会長、1番の案件。ご説明をお願い致します。
会長	えー、それでは申請番号063-1の件に関しまして、説明の方したいと思います。場所の方が、下の地図で見てもらいますと。旧JR羽須美地域の辺りになっております。場所、今の邑南町の端っこの方。向かい側が羽須美の方になりますので。申請人、譲渡しが〇〇〇〇さん。70歳で、受け人が●●●●さん。74歳の方です。渡人が、埼玉の方にもう住んでおられて、帰る予定もなく、受け人の●●さんの隣の畑の農地が草が生えて、猪が出て掘ったりして家の近くまで来るような感じなので、その、土地を譲り受けて畑として管理していきたいという事でした。5月の18日に、推進委員の高橋道明さんと一緒に●●さんの方と面談しております。チェックシートに照らし合わせても、問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
(代理)	はい、ありがとうございます。推進委員の高橋さんは、何か補足することありましたら、よろしくお願い致します。
推3番	三上会長の言われる通りです。何も、ありません。
(代理)	はい、ありがとうございます。では、063-1の案件について、審議に入ります。どなたか、ご質問がありましたら挙手の上お願い致します。
	(意見、質問なし)
(代理)	ありますか？
10番	ありません。
(代理)	はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。この案件について賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
(代理)	はい、ありがとうございます。全員賛成という事で、許可相当と認めます。ありがとうございます。では、代わります。
	～議長交代～
議長	はい、続きまして。申請番号063-2の件に関しまして、4番の服部委員さん。現地の調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
4番	2番と3番一緒にやらしてもらっていいですか？
議長？	えー、議案が違う？
???	一通り・・・。
議長	議案が違うんで・・・。
4番	はい。では、063-2についての案件でございます。前回の会議の時に、墓地の申請をしましたが、その墓地の並びの土地でございます。渡人が△△△△さん、受け人が▲▲▲▲さんでございます。△△さんは旦那さんが亡くなられて、一人で管理ができなくなり、▲▲さんが代わりに管理するという事で譲渡という形になりました。チェックシートその他にも、に照らし合わせても何も問題ないと思われましたのでよろしくお願い致します。
11番	場所。場所、言うた？地図。
4番	地図で？ ああ、そうか？ 場所、分かりにくいんだよな。うーんと。上が、

	<p>地図上の上の方が、****の方の交差にあたります。そして、下が、南線になります。その中間、南線から100mぐらい行った所でございます。それで、この畑は▲▲さんの田んぼがこの下でございますが、それと並んでおりますので▲▲さんが管理すると言われまして、そういった形になりました。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。えっと、上田委員さんは本日は欠席です。それでは、063-2の説明をして頂きましたが、この件に関しましてご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言の方お願い致します。</p>
6番	<p>ちょっといいですか？</p>
議長	<p>はい。どうぞ。</p>
6番	<p>あの。▲▲さんが、管理されてるってお聞きしたんですけど。現状、畑植えて使っている？</p>
4番	<p>いえ。あの、管理だけ。草刈り。</p>
6番	<p>いや、あの。ここ車で通ったりすることがあって。まあ、この道路ですか？あの辺、畑があったかなーっと思って見て。</p>
4番	<p>えっとね。今、田んぼと上の山との間の幅はそんなにないんですよ。長さがあるだけで。</p>
6番	<p>ああ。でしょうね。じゃあ、ただ草だけ刈ってる。</p>
4番	<p>そうそう。</p>
6番	<p>野菜作ったりとかはしてないんですね？分かりました。はい。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか？ (意見質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決の方に入りたいと思います。063-2の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、申請番号063-3の件に関しまして。服部委員さん、説明の方お願い致します。</p>
4番	<p>はい。それでは、063-3についてご説明致します。渡人が□□□□さん。受け人が■■■■さん、@@さん。えっと、場所が、頭上へ行くと皆井田江津線。の、上が上側に皆井田。下側が、矢上方面です。それで、途中段原入り口という、おおなんバスの停留所がございますが、その斜め向かいでございます。受け人は、■■さんは宅地として買われた所の続きにあり、田んぼを作られております。□□さんは、このとき管理しんされるのが大変ですので、処分をしたいという事を。それから■■さんは、その土地と並びにあるので家庭菜園程度の畑地が欲しいと。その話があったそうで、こういう事になりました。以上、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。説明して頂きました。この件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。</p>
事務局	<p>会長さん。すみません。</p>

議長 事務局	事務局から。 すみません。事務局からですね、1つ、ちょっと訂正をこの件でさせていただきます。4ページ目に、地図を付けさせて頂いておるんですが、××についてが、ちょっと色塗りが漏れておりまして、この4ページの右側の方で見て頂くとですね、道路に面した所の三角の部分。××なんですけど、ちょっとここが塗れてませんでしたので、こちらについても、この3条の案件ですので訂正の方お願い致します。
議長	他に、ご意見ご質問ございますでしょうか？ (意見質問なし)
11番 議長	ありません。 ないようですので、採決の方に入りたいと思います。063-3の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号063-4の件に関しまして。服部委員さん、すみませんが、説明の方お願い致します。
4番	063-4番の件でございますが、これ島根県と邑南町との話し合いになつとりま す。面談は、◇◇◇第2農場の採草放牧地です。地図上の下っかわに、老人ホーム がございます。老人ホームをさらに西に行った所の山の中にあります。地上物 権と言われても、私も頼りないんで、これを事務局、説明できますか？
事務局	はい、はい。
議長	えーっと。もう、済んでる？
4番	事務局へ説明してもらおう。
議長	服部さんの方の説明は、もう。
4番	うん。もう別に。って言うても、説明しようがない。
議長	はい。事務局すみません。説明を。
事務局	はい。えっとですね。こちら、営農型太陽光発電施設の方をこちらに設置する いう事で、このあとですね。5条の関係でも、あのこの件が出てくるんですけれ ども、支柱を建ててですね。あの営農型太陽光発電施設設置する場合にですね。 こちら民法の関係で、地上権の権利の設定をしなければならない、という事が民 法上ありまして。その区分地上権というふうに言うんですけども、それをするに あたってですね。農地法の3条の許可っていうものが必要になってきます。で、 一応ですね。取扱い等、国の方から示されたものによるとですね、この3条の地 上権の許可と、それから5条の方で、今度あの実際に太陽光を設置する。その今 回のケース、この後、まあ説明させて頂くんですが、あの支柱とかですね、実際 に工作物が建つ部分は5条で。その地上権です。あの上に物がまあ一般的な太陽 光パネルだと、こうバツとこう上に広くパネルが広がりますんで、その部分の地 上権とをこちらで設定する。あの3条の方で許可をするというような形になって おります。で、今回の太陽光パネルについてなんですけど、こちらあの垂直のソー ラーパネルになっておりまして。ちょっとなかなか、分かりづらいんで、ちょっ

	とあの、こんなこういう、あのですね。テレビのような形の太陽光パネルになっております。これが一直線に地図でいうとですね。この2筆の丁度真ん中辺りをですね。まっすぐ一直線に建てられる事になっております。で、あの縦型の直型の太陽光発電なので、この備考欄に書かさせて頂いておるんですが、1.85㎡のみの設置条件の設定ということで、こちら一直線なので面積的にはちょっとその狭いものになるんですが、あのこちらで挙げさせて頂いております。以上です。
議長	はい。どうも、すみません。ありがとうございます。県とすれば、今のポールだけの面積になるん？
事務局	あっ、では、それはまた、あのこの後5条の方で。はい。
11番	この面積は、ずーっと。これが、1.85㎡しかないん？
事務局	あっ、です。その上に向けての。
11番	この面積？
議長	パネルの？
11番	パネルの上の面積だけしか、地上権設定がないということ。
議長	えーっと、他に質問等がございましたらお願い致します。
9番	それで、さっきの件。えっと、まあ。今度5条で、5条でまた再度出るということなんですが、今回の申請は13,447㎡の内の1.85㎡。
事務局	はい。
9番	が、その、こう。どういうんですか？パネルが、ずっと張られるいう事なんですけども。この5条では、その内の太陽光パネル杭61本等は1.22㎡なつとるんですが。あれとの差が、というのは何かあるんでしょうか？
事務局	はい。えっと、5条の方であげておる面積っていうのは、本当のこの支柱の面積になります。なので、ちょっとその分、上にパネルがずっと一応続いておるので、その分の大きさほどその差が、この1.85㎡とその1.22㎡の差がそれになります。
議長	他にございますでしょうか？
6番	あっ、はい。 あの、営農型っていうんだから、やっぱり牧草地は残してそれと併用してやるってこと？
事務局	はい。
6番	はあ～。
事務局	えっと、下は、株はそのまま◇◇◇◇が牧草を・・・
6番	牧草をやると。
事務局	ええ、イタリアンをしておられるんですが、そのままイタリアンの作付けを行うことになります。
6番	分かりました。ありがとうございました。
7番	あの。
議長	はい。椿委員さん。
7番	この地目がね、まず、山林になっております。それを、まあ山林をそのまま牧草を植えとるんだと思うんですけども、これに関して農業委員会を通す必要があるんかどうか。まあ、それと。それから、縦に並べるておっしゃってました

	よね。普通だったら、並んでこうやって縦に支柱高さがあって、この下に牧草やらとか植えるんですけど、今回の場合は縦にこがあやりよったら、まあ少ない幅のなんか縦の長いものが何か刺さっとるんでしょう。
事務局	はい。
7番	これの面積が。
事務局	ええ。
7番	ただ、そのこれぐらいでも地上権いう事になるんですよね？
事務局	はい。
7番	合計の。
事務局	ええ。
7番	それで、牧草できるんだろうね？ それで、管理の面。ちょっと、教えて。
事務局	まず、あの。登記簿上、あの山林となっておるんですけども、これについては、現況の方を優先といいますか、現況で農地ということになっておりまして、その関係であの、県の方等にも確認したら、やはり農業委員会での手続きが必要というふうな回答を頂きまして、今回挙げさせて頂いております。
???	そうでございますか。
事務局	はい。で、えっと。もう一つの牧草の作付けへの影響等は、こういう垂直なので、むしろあの日照等のさえぎる事も、ほぼないというふうに説明といいますか、話は聞いておりまして、下の牧草の生育には影響はほぼないというふうに聞いております。
7番	だけ、この縦の線があれば10 cmなら10 cmその掛ける、あの出すっていう事になるんですよね。
事務局	そうですね。はい。ええ。
7番	それが、地上権の設定に新たな設定になりました。いう事になるんですよね。
事務局	そうです。支柱は、支柱の部分は5条なんです。上に、まあ、ずっとこういう感じでパネルがテレビのようなパネルがついていきますんで、この部分の面積が今回のこの、ええ。です。はい。
7番	下の部分の支柱が、あのその農地をこの地を貸してあげますよ。いうことなんですよね。
事務局	あ、そうです。はい。
7番	それで、ええならええんだ。ええいうちゃあいけんが。はい。分かりました。
6番	このケース増えそうだなあ。もしかしたら。このパターンがね。うん。
事務局	それで、すみません。あの営農型の太陽光発電なので、このあと5条でもまあ説明させて頂くんですが、あの一時転用の手続き5条の方ではなりまして、この3条の方もですね、その5条と同じような形での許可になりますので、3年ごとにまた更新していく形になります。はい。すみません。補足です。
6番	すみません。ちょっと農業委員会とは、ちょっとまあ関係ない話なんだけど。発電量とはどう変わるんかね？やっぱ、ちょっと余談で申し訳ないんだけど。縦に置かんとやっぱ冷えるのかあって。だいたい落ちるの？やっぱ。聞いた？
事務局	いや、そこまでは。

6 番	ごめん、ごめん。ちょっと、それとは関係ないんだけど。まあ、縦に置いてね。両方が、まあ共存できるようなには考えたんだろうけど。
2 番	この会社はあれです？今回立ち上げられた会社です？以前もどっか他でやっ とられるんです？
事務局	この、あの、その同じ型の物自体は、他県でも設置している例は。はい。ある ようです。
6 番	猪の壁にはならんかあ〜。うふふ。
事務局	下が、下が開いとります。
6 番	鹿とかさあ。飛び越えられんようになるし。
議長	この、おおなんキラリエネルギーという会社はここに。
事務局	はい。
???	つぶ、つぶ、潰れんいうか・・・？
議長	××××ちょっと番地がどこか・・・？
事務局	この会社自体は、あの####の近くにあります。はい。
議長	はい。すみません。他は、ありますでしょうか？ ないようでしたら、採決の 方に入りたいと思います。申請番号 063-4 の件に関しまして許可相当と思われる 方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。このあと出 てくるのも、地上権がどんどん出てくる感じですかね？なんか・・・。
事務局	今後ですか？
議長	今後。
事務局	いや、えっと営農型であれば。はい。
議長	ああ。
事務局	これが出てきます。
6 番	無償だから、土地の使用料とかそういうの一切なし？
事務局	です。はい。
6 番	ああ。
議長	それでは、あの続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請につ いて、今月は 3 件ございます。事務局の方、読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい、えっと。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月 は 3 件です。始めに申請番号 064-4。農地の所在は日和××。登記地目田、面積 が 292 m ² 。同じく日和××。登記地目田、面積が 125 m ² 。同じく日和××。登記 地目が田、面積が 199 m ² 。申請人は、☆☆☆☆。転用目的は進入路及び倉庫とな っております。所要面積は土地造成が 616 m ² 。内倉庫が、102.47 m ² 。進入路が 125.05 m ² です。転用の理由についてですが、この申請地を整地し、進入路及び倉 庫用地として利用したい。ということです。この土地についてですが、3 筆とも 第 2 種農地となっております。農用地区域外となります。これについてですが、 法第 4 条第 6 項のただし書により許可できるものと判断しております。合わせて 追認の案件ですので、顛末書の方が添付されております。

つづきまして、申請番号 064-5。農地の所在は中野××。登記地目が畑。面積が 68 m²。申請人は★★★★さんです。転用目的ですが、個人の住宅となっております。所要の面は、土地造成が 68 m²。内、砂利が 43 m²。庭木が 25 m²です。転用の理由ですが、境界に段差があり危険な為、耕作をやめ庭木塀を設けて庭の一部としたい。です。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。これにつきましても、法第 4 条第 6 項のただし書により許可できるものと判断しております。こちら追認の案件ですので、顛末書が添付されております。

続きまして、申請番号 064-6。農地の所在は上口羽××。登記地目は畑。面積は 16 m²。申請人は▽▽▽▽さんです。転用目的は、墓地です。所要の面積は、土地造成 16 m²。墓碑が 16 m²です。転用の理由ですが、現在の墓地は山林の中にあり管理が出来ない為、自宅の近くに新設をしたいとのことです。この土地ですが、この土地についても第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 4 条第 6 項のただし書より許可できるものと判断しております。以上 3 件です。

議長

はい。ありがとうございました。えっと。それでは、説明の方に入っていきたいと思いますが、申請番号 064-4 の件に関しまして、大石委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。

1 2 番

はい。失礼致します。064-4 について、報告致します。えっと、この前の日曜日に和田推進委員さんと一緒に、申請人の☆☆☆☆さんに会いに行きましたが、昨年 9 月にあの除外申請の月に、皆さん方に審議を頂いた案件でございます。☆☆さんでなく、お父様がこの田んぼを埋め立てられて倉庫を建てられたり、進入路が必要だという事で向上された案件でございます。面積が、土地造成 616 と広いんですが、倉庫が建つとる所と田んぼの高さが 4m ぐらいありまして、斜面が非常に広くなつとりましてこういう転用になったのかあと思つとります。あの場所でございますが、県の日貫川本線が通つとりまして、右へ行くと川越川本。左が日貫方面。ちょっと行くと \$\$\$ や &&& があるような場所でございます。チェックシートに照らし合わせも、この方の土地はなくて田んぼも下の方にも水路がずっと通つとりました。それを通して県道の側溝に排水がされるようになっておって、他に問題なるような場所ではないのかなあというふうに見させて頂きました。よろしく、ご審議お願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。和田推進委員さん、今日は欠席です。説明して頂きましたが、申請番号 064-4 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言をお願い致します。

(意見質問なし)

議長

ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 064-4 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

続きまして、申請番号 064-5 の件に関しまして服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。

4 番	<p>064-5 でございます。★★さんは、今は現在横浜の方におられて連絡が取れなくて@@@司法書士さんと話をさせて頂きました。現地は地図でいいますと、右へ行きますと***の方へ行きます。左へ行きますと県道の矢上日貫線。日貫じゃないわあ、日和線へ行きます。@@@から約 100m ぐらい入った所の家でございます。この土地を見せてもらいましたけど、確かに、まあ。一番最初は家の敷居よりちょっと、1 m ぐらい下に畑がございました。それが、なかなか大変危ないという事で、嵩上げされたんですが、その時に家屋敷が少しその畑にかかると。いう事で、今回登記を使用するに、その畑では宅地としてで登記できないので地目変更お願いしたいという事でございました。宅の★★さんのこの家屋敷は超売買契約が済んだみたいで、登記をしたいということだそうです。以上、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。えー、推進委員さん。欠席です。説明して頂きました。申請番号 064-5 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。</p>
7 番	<p>ちょっと、いいですか？</p>
議長	<p>はい。椿委員さん。</p>
7 番	<p>あの、今現在、この住宅なんかには誰も住まれてはおられません？</p>
4 番	<p>今現在、あの借主さんがおられます。住んでおられます。</p>
7 番	<p>住んでおられます？</p>
4 番	<p>借地として。</p>
7 番	<p>借地という・・・。</p>
4 番	<p>借家として。</p>
7 番	<p>事務局の方に、ちょっと聞いてみるんですけどね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
7 番	<p>いつも気になるんですが。あの、このただし書の中に。</p>
事務局	<p>はい。</p>
7 番	<p>あの、ありますよね？</p>
事務局	<p>はい。</p>
7 番	<p>えー、4 条の 6 項の 2 項のただし書きがあつて。その中には、二つぐらい公的なことがあつて、そのあとに政令によるただし書きのところ、ほとんどのこれらの該当にする分だろうと思うんですが。</p>
事務局	<p>はい。</p>
7 番	<p>その、政令の中に、4 条からの、まあいろんな施設、あの農林が必要なさだごだして、うんぬんくんぬんありまして、これらが該当する場合には、あの農業の振興にかかして農林水産省の定める施行規則第 33 条が該当するんじゃないかと思うんですよ。その 33 条の中に、今の畑とこ該当する思うんがね。あの要綱の申請の申請に関する土地の周辺地域に居住する者の生活等までは、業務上必要な施設へ集落に設置する場合に、あの転用ができるような表現がしてあるんですが、この辺の表現のされてる仕方いうたらどがあに解釈していいんか、一遍教えてござしてもらえんかなあ思うよ。</p>

事務局 7番	ああ。はい。分かりました。
事務局 7番	ほとんどの場合、これと匹敵するんですけど。
事務局 7番	はい。
事務局 7番	あの、周辺の地域に居住する者の利益つうだったら、この申請者はこっちに居住しておられませんので、それに該当するのかどうか。また、誰かが住んでおれば、その人の利益があるんだろうけども。その辺のところ唯一だけ。いっつも、いっつも機構から××やととるんですが。いつか、教えてやってください。
事務局 7番	分かりました。あの、ちょっと。私も、4月からでそこら辺、ちょっと、あの不勉強の所ありますので、研修会等を、いっつも勉強会とかを毎年されとるいうふうに聞いとりますんで、そこら辺も分かるような内容を、ちょっと検討させていただきます。
事務局 7番	お願いします。
事務局 議長	はい。
議長	他に、ご意見ご質問等ございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。064-5の件につきまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、次の案件は私の案件ですので、また代理の方。ちょっと進行の方交代して進めていきたいと思います。 ～議長交代～
代理 会長	はい。失礼します。064-6が会長の案件ですので、私に代わって進行させていただきます。この案件につきまして説明をよろしくお願い致します。
代理 会長	それでは、064-6の件につきまして説明いたします。場所の方が、あの羽須美支所の方から約2kmくらい山の方に上がったところです。地図でいうと、真ん中の方に道がある。右手側が、方へ進むと羽須美支所の方に、なっています。花桃の終わっております。花桃の場所と戦力に一番近い集落のこの丁寧な場所です。▽▽▽▽さんは、地図でいうと10ページの▼▼▼▼さんとありますが、この人の孫さんにあたる方で、話の方は▽▽さんのお母さんと事前に話をさせて頂きました。現在の墓地が、この地図でいうと緑難てい側の山の方にありまして、ちょっと維持管理するのに不便なので、これを機会に▽▽さんのお父さんの亡くなられた以前の推進委員さんの¥¥さんに似てございますが、その方のまあ墓地を作るきっかけをえて、今回の申請地の方に移したいという事でした。場所の方も、畑も現在作付けされておらず、前の方も他に畑は、並びで畑はございません。墓地の方も、墓碑だけの方の面積だけは感じで現地の方確認しました。チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断しております。この件は、18日土曜日に高橋推進委員さんと一緒に現地の調査と訪問をしております。審議の方をよろしくお願い致します。
代理	はい。ありがとうございます。高橋推進委員さん。何か補足ありましたら、

推3番 代理	<p>よろしくお願いします</p> <p>あの、三上会長のいう通りです。全く問題ないと思います。</p> <p>はい。ありがとうございます。では、064-6の案件につきまして、質問等ありましたら挙手の上よろしくお願ひ致します。</p>
代理 10番 代理	<p>(意見、質問なし)</p> <p>ありませんでしょうか？</p> <p>ありません。</p> <p>はい。では、審議に入ります。064-6について、賛同される方の挙手をお願ひ致します。</p>
代理	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。全員賛同ということで許可相当と認めます。ありがとうございました。会長と交代します。</p>
議長	<p>～議長交代～</p> <p>はい。すみません。えっと、続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。今月は、3件ございます。事務局の方、読み上げの方お願ひ致します。</p>
事務局	<p>はい。農地法第5条の規定による許可について。今月は、3件です。申請番号065-3。農地の所在が日和××。登記地目が田。面積が170㎡。有償の所有権移転です。譲渡し人は○○○○。譲受人は●●●●です。転用目的は、進入路になっております。所要面積は、土地造成が170㎡。で、進入路が170㎡です。農用地区域外です。これにつきましても、法第5条第2項のただし書きにより許可できるものと判断しております。これも追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>続きまして、申請番号065-4。農地の所在は市木××。登記地目が田。面積が174㎡。こちらも、有償の所有権移転です。譲渡し人は△△△△。譲受人は▲▲▲▲です。転用の目的は駐車場、倉庫で。所要面積は土地造成が174㎡。駐車場が162㎡。倉庫が12㎡です。この土地も第2種農地です。農用地区域外です。これも、法第5条第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。</p> <p>続きまして、申請番号065-5。農地の所在が中野××。登記地目が山林。現況が採草放牧地。こちらが面積が0.82㎡。同じく、中野××。登記地目が山林。で、現況が採草放牧地。面積が0.40㎡。無償の使用貸借権の設定になります。譲受人が◇◇◇◇◇。譲受人が◆◆◆◆◆です。転用目的は、太陽光パネルの杭となっておりまして、太陽光パネル、所要面積が太陽光パネル杭61本の1.22㎡です。こちらについても、農用地区域となっております。こちらについては、農地法第5条第3項の規定により許可できるものと判断しております。こちら一時転用となっております。以上です。以上3件です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、申請番号065-3の件に関して、大石委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願ひ致します。</p>

1 2 番	<p>はい。えー、失礼します。065-3 について報告をします。下の地図を見て頂きますと、先程と同じ宮隣り合った場所ですので、同じく県道日貫川本線が通っておりまして、その道路端です。左へ 200m ぐらい程行くと \$ \$ \$ があったり。日貫方面。右へ行くと、川越川本方面となります。これも、昨年の 9 月に除外申請で審議して頂いた案件でございます。〇〇さんとは会えません、●●●●さんと同じ所で場所を見ながら説明を頂いたんですが、〇〇さんが 20 年くらい前に家を建てられた時に、進入路として譲ったという所で既にコンクリートが進入路に打ってあって整備を既にされておりました。その時に転用をし忘れたという事だということでございました。同じく、道路の横の方には水路が設置されておりまして、排水が県道の方に流れるように設置されておりました。これで、あの残った農地の方に影響がないようにされておったし、他に農地もないようでしたので問題ないかなあと見させて頂きました。よろしくご審議お願い致します。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。説明の方して頂きましたが、この件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)</p>
議長	<p>ございませんでしょうか？</p>
???	<p>ありません。</p>
議長	<p>ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 065-3 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 065-4 の件に関しまして高木委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。</p>
1 3 番	<p>はい。失礼します。報告申し上げます。13 ページの地図を見て頂いたらお分かりになると思います。市木が、まず集落という 2 つ西側中心の辺りに 2 つ固まった集落なんです、その背中側。川に向かった側にこの土地があります。半年ほど前に、除外申請。この委員会でして頂いた案件の所有権移転にあたります。特別、基本的な状況から変わっておりませんし、特に問題なかろうと思っております。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。本日は、日高推進委員さんは欠席です。はい。それでは、申請番号 065-4 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言をお願いします。 (意見質問なし)</p>
議長	<p>ございませんか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 065-4 件に関しまして許可相当と認められる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 065-5 の件に関しまして、服部委員さん、お願い致します。</p>

4 番	065-5 の件でございますが、3 条で出てきた土地の今度は使用権の設定でございます。これにありますように、太陽光パネルの支柱を 61 本。これを一直線に並べるといことだそうでございます。あと、短いでしょうが。事務局の方から説明を・・・。
議長	えっと・・・。事務局の・・・。
事務局	はい。
議長	方で、どうい。まあ、先程説明して頂きましたが・・・。
事務局	えっと・・・。
???	使用権の方だろ？
事務局	そうですね。あの、はい。使用権、使用貸借の通常の農場の 3 年間の一時転用の許可になります。
議長	はい。
事務局	はい。
6 番?	これには載ってないんだけども、杭が 1 本あれなんかね？太さはどうなんかね？
事務局	杭の太さですか？ えっと、太さはですね。
議長	11 くらい？
事務局	ですね。はい。ちょっと、太さが・・・。1 本の太さは、ちょっとすみません。あの、出てはないですね。
7 番	まあ、1.22 m ² を 61 で割りや面積がでる・・・。
???	10 cm×20 cm くらい？
事務局	えっと、そうですね。10 cm×20 cm です。すみません。なんで、0.02 m ² ですね。はい。1 本あたり。
議長	すみません。あと、パネルは。
事務局	はい。
議長	平行に並んでいくんか。垂直に並んでいくんか分からん？
事務局	一直線に。
議長	面で並んでいくん？
事務局	面で並んで行きます。はい。
6 番	高さは？
事務局	高さがですね。高さはですね、高さは 4m60 になりまして、それでですね。地面から、2m20 cm ほどは、もう支柱。残りの 2m40 cm の所にパネルが付くようになりまして、1 枚のパネルの幅が 2.2m になります。支柱は、一応下の方には 60 cm ほど埋めてコンクリで基礎をする。
6 番	ようは雑草管理するということですね。
2 番	ちょっと、いいですか？
議長	はい。
2 番	あの、実は、私もちょっと田んぼやっております、最小値を持つとって。町の方から以前、今回のような事業を進められた事があって。ただ、まあ事業がやっとなるもんとしたら、まあ、それでもいいんでしょうけど。こちら側からすると、

	<p>装置の真ん中に、要は最初に機械を動かすのに邪魔なるんじゃないかあもうて、まあ。私は一応、まあ断ったのは断ったんですけど。ただまあ、装置の一番のほとりにそうてつと建てられるなら、それでもいいかと思うんですけど。一直線に建てられると、まあ、これ、◇◇◇◇◇受けとってですけえ。もう。そりゃ、承知の上で受けられたんだと思うんですけど。ただ、機械が接触するとかなりの衝撃がありますんで、そこらあたりがどんもんだろうなと思って。ちょっとは、一つは、心配するんですけど。</p>
事務局	<p>すみません。その真ん中に設置するっていう理由の所までは、ちょっと確認はしてないです。はい。</p>
7番	<p>何列かにあるんじゃない？</p>
事務局	<p>1列です。</p>
7番	<p>ずーっと、1列？ 何列かあって何mいう計算でやっとなるんじゃないん？</p>
事務局	<p>じゃないです。もう。1列。バーッと1列です。はい。</p>
7番	<p>ふーん。まったく1列。</p>
事務局	<p>1列です。</p>
議長	<p>他になければ。だいたい質問は？</p>
6番	<p>ありません。</p>
議長	<p>納得はなかなか難しいかなあとと思いますが。まあ、あの。</p>
6番	<p>まあ。そもそもが、合意しとるけー。</p>
議長	<p>5条の件に××するかどうかは、××が判断する事なんで。土地が使いやすい。使いにくいのは・・・、5条の件にそのようなだったら・・・。それでは、採決に入ります。065-5の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。</p> <p>続きまして、議案第4号基盤強化促進法第19条による農用地利用集積計画の公告について、2件。今月2件ございます。読み上げはいたしません。あの、見て頂いて意見ご質問等がございましたら、挙手をしてお願い致します。</p> <p>～ご覧中～</p>
議長	<p>意見ご質問等ございますでしょうか？</p> <p>(意見、質問なし)</p>
6番	<p>ありません。</p>
議長	<p>ないようでしたら、これは一括で？ 議案第4号06基-9と06基-10一括で、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。</p> <p>続きまして、議案第5号邑南町農地利用最適化推進の人事について。これは、先月ちょっと私聞いた経緯がございましたので、そのいきさつを・・・。沖田委員</p>

2番	<p>さん。和田さんの、ちょっと説明をお願い致します。</p> <p>えっと、失礼します。私と一緒に、あの瑞穂地域の出羽地区を担当して頂きました和田保人推進委員さんですが、実は今年の3月にちょっと体調崩されて、それで入院されて。まあ現在は、あの自宅の方で療養されているんですが。あの、まだ和田さん。自分で経営面積も、水稲ですけど700ヘクタール。個人的にやっておられて、それも今年の春からちょっと出来ないという事で、法人とそれから息子さんがちょっと大工さんの方をやっておられるんですけど、息子さんの方へ兼用やられて、今は自宅で療養されておられるような形で。それに基づいて、推進委員もなかなかちょっと継続が難しいんで、ちょっと辞退したいという事で申し出がありました。まあ大変、あの熱心な方で、一緒に農地関係のパトロールとか一緒にやらしてもらったんですが、まあ今回こういう体調で辞任されるということで、申し出がありましたのでお知らせ致します。以上です。</p>
議長 事務局	<p>はい。すみません。事務局の方は・・・。</p>
議長 事務局	<p>はい。えっと、あの本日お配りしている議案5号の資料の方をご覧頂ければと思います。和田推進委員さんからですね。この度あの、相談を事務局も受けまして。5月20日付けですね、正式に6月末で辞任をしたいという事で届の方が提出をされました。で、状況といたしましては、先ほど沖田委員さんから説明があった通りで、業務の継続は難しい。という事をこちらの事務局としても、本人の方から伺っております。で、今回あのこの農業委員会においてですね、農地利用最適化推進委員のについては、農業委員会等に関する法律第23条に基づいてですね。辞任任命等は、農業委員会等の同意を得る必要があるという事がありまして、議案第5号として上げさせて頂いております。内容としましては、農地利用最適化推進委員の和田保人委員より令和6年6月30日付けでの辞任の願が提出されてました。農業委員会等に関する法律第23条に基づき同意されるかを伺いますという内容になっておりますので、審議の方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。事務局の方から説明がありましたように、議案第5号のように和田推進委員さんより辞任の願いが出されております。このことは、まあ5号の紙に書いてるんですけど、これを農業委員会の方で承知しているだろうか？というのがあります。ので、今説明聞いた上での判断になると思いますが、この議案第5号の件に関しまして同意が得られる方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 事務局	<p>はい。ありがとうございました。全会一致で、あの推進委員の件についての議案は許可と同意を得る事になりました。で、</p> <p>続きまして、また・・・。</p> <p>はい。ありがとうございました。それに伴いまして、農地利用最適化推進委員の方に欠員がこのままだと生じる。いう事で、次、議案第5号の次にですね。農地利用最適化推進委員の募集要項の(案)という資料を付けさせて頂いております。農地利用最適化推進委員については、公募という形をとりますので、この度の和田委員さんの辞任に伴いまして、募集をかけさせて頂きたいなあというふうに考えております。で、6月30日付けでの辞任の願いという事ですので、5.</p>

	<p>の所ですね、次の方の任期については令和6年7月1日からというふうにかかせて頂いております。で、裏面の方にですね。8.で募集の期間についてですが、今日、この内容で良いということであればですね。明日5月22日に告示の方をさせて頂きまして、6月14日まで。あのこれは概ね、1ヶ月程度あの募集期間を設けるようにということが要項等にもうたっておりますので、概ね1ヶ月3週間ちょっとを募集期間としてさせて頂ければなというふうに思っております。それで、6月14日までの所で応募があった方についてですね。また、あの6月の今度は総会において審議の方して頂いて、正式に後任の方を決定させて頂ければなというふうに思っております。で、その6月の総会で決定させて頂いて、先ほど説明したように7月1日からの任期で最適化推進さんの方を、方にお願ひできればなと考えております。内容等はですね、特に以前欠員が出た時の内容と変わっておりませんので、ご確認頂ければというふうに思っております。以上です。</p>
議長	<p>はい。それじゃあ。事務局の方から募集要項について説明を頂きましたけど、以前、口羽地区の方で欠員が出た時と、まあ、内容的には同じような感じではないかと思ひます。この募集要項の内容と検討して頂きまして、事務局よりこの案は案を消して提出して募集をかける感じになるそうです。募集要項としてはこれでよいと思ひれますか？</p>
???	<p>いいです。</p>
???	<p>いいです。</p>
???	<p>従ひます。</p>
議長	<p>採決？いうか、挙手？じゃなくても・・・。</p>
事務局	<p>そう。はい。</p>
議長	<p>募集の方かけて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>では、議案第5号は、これは・・・いいです。</p>
	<p>報告の第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。これは、読み上げは致しません。何か質問があれば、挙手をして頂いて質問してください。</p>
議長	<p>特に質問がなければ・・・。</p>
9番	<p>はい。ちょっといいですか？</p>
議長	<p>はい。</p>
9番	<p>あの、データは、どこから引っぱられるん？町民？町民課のデータ？ っていうのが、15番の、すみません。些細な事ですが〇〇〇〇さんの〇は、備考は・・・。</p>
事務局	<p>はい。あー。あー。</p>
9番	<p>難しい字。難しいというか・・・。所有者は、まあ、申請された方がどうかかれたのか・・・。すみません。</p>
11番	<p>まあ、息子さんよね？</p>
事務局	<p>はい。すみません。〇〇さんの〇についてなんですけれども、備考欄のあの〇の方が正しいものになって。正しいです。えっとですね、すみません。こちら側の見落としで変換のミスになっております。修正をお願いします。</p>

議長

他、なければ、報告の第2号の方にいきたいと思いますが。

事務局

報告の第2号。非農地通知発出状況について。これも、目を通してもらって。
です。はい。なしで。はい。

議長

これ、出していただいとる。まだまだ、出すご予定。

事務局

これ、これだけです。あの、はい。

議長

はい。じゃあ、報告の2はこれで。終わりました。

続いて、4. のその他。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、6月21日(金)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印